

令和6年4月1日

新型コロナウイルスを含めた感染症に関する対応について

○職員の対応

1. 出勤前

自宅にて検温と健康状態の確認をし、発熱（37.5度以上）時には自宅待機とする。

2. 出勤時

事業所入口にて手指消毒をし、入室後はうがい・手洗い・着替えなどをおこなう。

3. 外出時

サービス提供時はマスクを着用（※1）し、媒介となることを防ぐ。

また、外出後は出勤時に準じ、手指消毒及びうがい・手洗いをおこなう。

4. 教育・訓練の徹底

マスク・消毒液・手袋などの衛生用品の支給を受けるとともに、定期的な事業所研修に参加し、感染予防に努める。

5. 感染時

職員が感染した場合は、感染症蔓延防止対策マニュアルに沿って対応する。

また、常にバックアップ体制を取り、業務に支障が出ないように努めます。

○サービス時の対応

1. 訪問時について

サービスの際に、職員よりご利用者様に検温をお願いすることがあります。

2. 発熱（37.5度以上）が確認された場合

担当ケアマネジャー/相談員に報告し、かかりつけ医/主治医と連携し、指示を仰ぎます。

3. 発熱（37.5度以上）に加え、新型コロナウイルスの諸症状が見受けられた場合

担当ケアマネジャー/相談員に報告し、かかりつけ医/主治医と連携し、指示を仰ぎます。必要に応じて、サービスを提供させて頂く際、職員は予防衣を着用させて頂きます。

4. マスク着用について

ご利用者様に新型コロナウイルスの諸症状が見受けられた場合は、職員よりマスク着用（※1）をお願いする場合があります。

※1 令和5年3月13日以降、マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の判断が基本となりました。